

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（案）等の概要

平成 27 年 7 月
総務省自治行政局福利課

1 背景

- 平成 24 年 8 月に成立した「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）により、厚生年金保険制度に公務員及び私立学校教職員も加入することとされ、被用者年金制度は厚生年金保険制度に統一することとされた。

この他、一元化法により、

- ① 共済年金の公的年金としての職域部分（3 階部分）は廃止することとされ、その廃止後の新たな年金については、別に法律で定めること
- ② 追加費用※削減のため、恩給期間等に係る給付について引下げることとされた。

※ 恩給期間等に係る給付に要する費用については、事業主である地方公共団体等が追加費用としてその全額を負担している。

これらの措置の施行日は、平成 27 年 10 月 1 日（②については、旧 3 公社の職員であった者等を除き、一元化法の公布から 1 年を超えない範囲内で政令で定める日）とされた。

- ①を受け、公的年金としての 3 階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 97 号。以下「平成 24 年改正法」という。）により、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）等が改正され、退職等年金給付が創設された。（施行は一元化法と同じ平成 27 年 10 月 1 日）
- ②のうち、公務員の恩給期間等に係る追加費用の削減に関する規定については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 25 年政令第 225 号）により平成 25 年 8 月 1 日から施行することとされ、その施行に関して必要な事項等を定めた「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 227 号）についても、同日から施行された。

2 趣旨

- 今回の改正は、上記のとおり、平成 27 年 10 月からの一元化法及び平成 24 年改正法の施行に伴い、「地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）」等の改正及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（案）」の新設

並びに「地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）」及び「地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）」の改正を行うことにより、所要の規定の整備を行うものである。

※ 国家公務員共済組合制度及び私立学校教職員共済制度においても同様の措置を行うこととされているもの。

3 改正の概要

1) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（案）

前述のとおり、一元化法により地方公務員等の年金制度が厚生年金制度に統一されたことから、地共済法から共済年金の規定が削除されるとともに、平成 24 年改正法により地共済法に退職等年金給付に関する規定が新設された。

この地共済法の改正を受けて、地方公務員等共済組合法施行令等においては、以下の事項について定めることとする。

- ・ 指定都市職員共済組合が行っていた長期給付事業を全国市町村職員共済組合連合会において共同実施することに伴う規定の整備
- ・ 標準報酬制の導入に伴う規定の整備
- ・ 地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金並びに厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の方法に関する事項
- ・ 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出の方法
- ・ 退職等年金給付の額の算定に必要な付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率を定める際に勘案する事情
- ・ 標準報酬及び標準期末手当等の額と退職等年金給付に係る掛金との割合を定める際に勘案する事情
- ・ 懲戒処分を受けた場合等に減額して支給する退職等年金給付の額の計算方法
- ・ 上記のほか、退職等年金給付の支給に関し必要な事項等

2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（案）

平成 24 年改正法による改正後の一元化法附則において、一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）より前に受給権が発生している退職共済年金等の支給を受ける場合及び施行日より前の組合員期間を有する者について施行日以後に経過的に職域加算額の受給権が発生する場合等について経過措置が設けられた。

これを受けて、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

(案)」を新設し、以下の事項について定めることとする。

- ・一元化法において改正前の地共済法等の規定を適用することとされている施行日前に受給権が発生した退職共済年金等について、その適用に関する事項
- ・一元化法において改正前の地共済法等の規定を適用することとされている施行日以後に経過的に受給権が発生する職域加算額等について、その適用に関する事項
- ・施行日前に受給権が発生した退職共済年金等について、施行日以後に使用することとなる在職支給停止の計算方法及び当該計算方法の変更による影響を緩和するための配慮措置等の計算方法
- ・一元化法の規定により、施行日前に受給権が発生した退職共済年金等と退職等年金給付との併給調整を行う場合に準用する改正後の地共済法の規定の読替え
- ・退職共済年金等の追加費用の削減について、改正前の地共済法等の適用等に関する事項（施行日以降に受給権を有する者に係る追加費用の削減に関する事項を含む）
- ・上記のほか、一元化法等の施行に関し必要な経過措置等

3) 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（案）及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（案）

上記の法令の施行に伴い、当該法令から委任を受けた退職等年金給付等の実施のための手続に関する事項及びその他の事項並びにその経過措置について、地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正し、以下の事項について定めることとする。

- ・退職等年金給付組合積立金等の管理運用の方針及び業務概況書に関する事項
- ・給付算定基礎額を計算する際に使用する基準利率の基礎とする国債利回り等
- ・退職等年金給付の額を計算する際に使用する死亡率及び基準利率
- ・財政調整拠出金の概算額による拠出時期
- ・退職等年金給付の請求、届出その他の手続に関する事項
- ・改正前地共済法等による年金である給付の請求、届出その他の手続に関する事項
- ・支払未済の給付の請求手続に関する事項
- ・国会議員等となったときの支給停止の届出その他の手続に関する事項
- ・障害の状態等に関する届出その他の手続に関する事項
- ・上記のほか、平成24年改正法及び一元化法等の施行に関し必要な事項等

4 スケジュール

- ・ 公布予定日 平成27年8月下旬
- ・ 施行日 平成27年10月1日